

山形市南町 町内会ニュース **特報**

シリーズ「どうする?集会所」

vol.4

補助制度の活用と財産所有のために・・・。



集会所建設の補助金とかないの?

山形市の「地域集会所建築等事業補助金」があるぞ。

- 建設費・補修費・建物購入費:3分の1以内(限度額750万円)
- 敷地等購入費 :3分の1以内(限度額800万円)
- 賃借補助(敷地・建物等) :2分の1以内(限度額8万円/月)

じゃが、土地や建物を取得(不動産登記)するには、代表者個人名義にするか町内会の法人認可を受ける必要があるぞ。



おしらせパンダ



いま町内会のままでは建設できないってこと?

以前は町内会所有の不動産を個人名義でしか登録できなかったことから、財産上のトラブルが生じていたらしい。平成3年に地方自治法が改正され、地縁による団体として認可を受けると町内会名義で不動産登記できるようになったんじゃ。



どうしたら「地縁による団体」として法人認可を受けられる

地方自治法で規定する要件を満たしているか確認し、総会にて許可申請書を議決し、山形市に申請するぞ。詳しくはこれからじゃ。

